

令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について 新旧対照表

改正後	改正前
<u>令和4管理年度</u>以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について <u>(案)</u> 平成30年12月19日策定 令和元年10月24日一部改正 <u>令和3年 月 日一部改正</u> 水産政策審議会資源管理分科会 くろまぐろ部会 1. 背景 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく、太平洋くろまぐろ（以下「くろまぐろ」という。）の漁獲可能量の配分については、その配分方法や決定までのプロセスに対して特に沿岸漁業者から不満が出ており、<u>平成30</u>年7月から同法に基づくTAC制度を導入した際にはパブリックコメント等で多数の意見が寄せられた。 このため、水産政策審議会資源管理分科会に「くろまぐろ部会」を置き、くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関して調査審議することとなった。 部会では、平成31年1月から開始される第5管理期間以降の配分の考え方について審議し、<u>平成30年12月に「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」をとりまとめた（令和元年10月に一部改正。）</u>この考え方に基づき、<u>第5～第7管理期間（令和3管理年度）における漁獲可能量の配分が行われてきたとこ</u>	<u>第5管理期間</u>以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について 平成30年12月19日策定 令和元年10月24日一部改正 水産政策審議会資源管理分科会 くろまぐろ部会 1. 背景 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく、太平洋くろまぐろ（以下「くろまぐろ」という。）の漁獲可能量の配分については、その配分方法や決定までのプロセスに対して特に沿岸漁業者から不満が出ており、<u>本</u>年7月から同法に基づくTAC制度を導入した際にはパブリックコメント等で多数の意見が寄せられたところである。 このため、水産政策審議会資源管理分科会に「くろまぐろ部会」を置き、くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関して調査審議することとなった。 部会では、平成31年1月から開始される第5管理期間以降の配分の考え方について審議した。

ろであるが、令和3年10月に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）北小委員会において、大型魚の漁獲枠15%増等の措置について合意が得られたことを受け、同年12月に開催されるWCPFC年次会合においてこれらの措置が採択される可能性があることを想定し、令和4管理年度以降の配分の考え方について審議した。

2. 審議の概要

	開催日時	概要
第1回くろまぐろ部会	平成30年9月3日 (月)	第4管理期間の配分の考え方と今後の議事の進め方について
第2回くろまぐろ部会	平成30年9月28日 (金)	沖合漁業者と養殖業者からのヒアリング
第3回くろまぐろ部会	平成30年10月4日 (木)	沿岸漁業者と養殖業者からのヒアリング
第4回くろまぐろ部会	平成30年10月19日 (金)	総合討論
第5回くろまぐろ部会	平成30年11月1日 (木)	<u>考え方の</u> とりまとめ
<u>第6回くろまぐろ部会</u>	<u>令和元年10月3日</u>	<u>考え方の一部改正に係る検討</u>
<u>第7回くろまぐろ部会</u>	<u>令和元年10月24日</u>	<u>考え方の一部改正</u>

2. 審議の概要

	開催日時	概要
第1回くろまぐろ部会	平成30年9月3日 (月)	第4管理期間の配分の考え方と今後の議事の進め方について
第2回くろまぐろ部会	平成30年9月28日 (金)	沖合漁業者と養殖業者からのヒアリング
第3回くろまぐろ部会	平成30年10月4日 (木)	沿岸漁業者と養殖業者からのヒアリング
第4回くろまぐろ部会	平成30年10月19日 (金)	総合討論
第5回くろまぐろ部会	平成30年11月1日 (木)	とりまとめ

<u>第8回くろまぐろ 部会</u>	<u>令和3年10月12日</u>	<u>WCPFCでの議論の状況を 念頭に置いた検討の 方向性の確認</u>
<u>第9回くろまぐろ 部会</u>	<u>令和3年11月29日</u>	<u>考え方のとりまとめ</u>

3. 参考人の意見に対する委員の審議・評価

(略)

I 配分に関する論点

(1)・(2) (略)

(3) 資源の増減に対する責任

沿岸漁業や定置漁業の漁業者の参考人からは、まき網漁業による大量漁獲によって資源が大きく減少し、管理を行わざるを得なくなったとの発言があった。小型魚を対象とした西部北太平洋におけるまき網漁業により1990年代からの漁獲が親魚資源量へ与えるインパクトが増大したことは事実（1995年の小型魚の漁獲量：13,611トン）であるが、まき網漁業では、他の漁業よりも4年早い2011年漁期から小型魚の漁獲規制を導入し、漁獲枠を大きく削減した結果、現在はWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））の平均漁獲量（4,545トン）の1/3（1,500トン）となっていることから、親魚資源量にインパクトを与えたことについては既に相応の負担をしているとの判断もあり得る。

一方、現在は、まき網漁業以外の漁業による漁獲量が増加している状況にあるが、混獲等がある定置漁業等による漁獲量も少なくないことから、これ以上、小型魚の管理の負担を強いることが難しく、当該くろまぐろ資源へのインパクトのみを考慮した配分は困難である。

(4)・(5) (略)

3. 参考人の意見に対する委員の審議・評価

(略)

I 配分に関する論点

(1)・(2) (略)

(3) 資源の増減に対する責任

沿岸漁業や定置漁業の漁業者の参考人からは、まき網漁業による大量漁獲によって資源が大きく減少し、管理を行わざるを得なくなったとの発言があった。小型魚を対象とした西部北太平洋におけるまき網漁業により1990年代からの漁獲が親魚資源量へ与えるインパクトが増大したことは事実（1995年の小型魚の漁獲量：13,611トン）であるが、まき網漁業では、他の漁業よりも4年早い2011年漁期から小型魚の漁獲規制を導入し、漁獲枠を大きく削減した結果、現在はWCPFC (中西部太平洋まぐろ類委員会)の基準年（2002-04年（平成14-16年））の平均漁獲量（4,545トン）の1/3（1,500トン）となっていることから、親魚資源量にインパクトを与えたことについては既に相応の負担をしているとの判断もあり得る。

一方、現在は、まき網漁業以外の漁業による漁獲量が増加している状況にあるが、混獲等がある定置漁業等による漁獲量も少なくないことから、これ以上、小型魚の管理の負担を強いることが難しく、当該くろまぐろ資源へのインパクトのみを考慮した配分は困難である。

(4)・(5) (略)

Ⅱ 管理に関する論点

(1) 国内のルールに関する事項

①・② (略)

③ 都道府県の漁獲枠管理

月別（期間別）の管理は、これまでの管理期間において、漁獲枠を遵守できず都道府県の漁獲枠を大きく超過する都道府県があったため、第4管理期間から導入した管理手法であり、我が国の漁獲枠を遵守する観点からこれを撤廃すべきではない。他方、これまで漁獲枠を遵守してきた都道府県は、このような月別の管理に縛られずに柔軟に管理することも検討できる。

④・⑤ (略)

(2)・(3) (略)

4. 第4管理期間までの配分の考え方及び第5管理期間直前時点の状況

(1)～(3) (略)

5. WCPFCにおける議論の状況を念頭に置いた配分の考え方に係る検討

令和3年10月に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）北小委員会において、以下①～④の措置について合意が得られた。このことを受け、同年12月に開催されるWCPFC年次会合においてこれらの措置が採択される可能性があることを想定し、第8回及び第9回くろまぐろ部会において、令和4管理年度以降の配分の考え方等について、「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」を見直す形で審議し、以下6. 及び7. のとおりとりまとめた。

Ⅱ 管理に関する論点

(1) 国内のルールに関する事項

①・② (略)

③ 都道府県の漁獲枠管理

月別（期間別）の管理は、これまでの管理期間において、漁獲枠を遵守できず都道府県の漁獲枠を大きく超過する都道府県があったため、第4管理期間から導入した管理手法であり、我が国の漁獲枠を遵守する観点からこれを撤廃すべきではない。他方、これまで漁獲枠を遵守してきた都道府県は、このような月別の管理に縛られずに柔軟に管理することも検討できる。

④・⑤ (略)

(2)・(3) (略)

4. 第4管理期間までの配分の考え方及び現在の状況

(1)～(3) (略)

(新設)

- ① 大型魚の漁獲枠 15%増
- ② 漁獲枠の未利用分の繰越率の上限を 17%とする特例措置を 3 年間延長すること
- ③ 小型魚漁獲枠の大型魚への振替を継続的な措置とすること
- ④ 今後 3 年間、小型魚の漁獲枠の 10%を上限として 1.47 倍を乗じて振り替えることを可能とすること

6. 令和 4 管理年度以降の配分の基本的考え方

令和 4 管理年度以降の配分に当たっては、経営の依存度を反映するものとして、まず過去のクロマグロの漁獲実績を基本とするとともに、混獲回避のための負担の軽減及び資源評価に用いるデータ収集の必要性といった要素を加味して、以下の考え方に基づき行う。

(1) 大臣管理区分及び都道府県への配分の実績基準年

WCPFC の基準年（2002-04 年（平成 14-16 年））で国内も配分すべきとの意見と流動的に変更すべきとの意見があることから、第 5 管理期間以降の基礎的な配分は、WCPFC の基準年（2002-04 年（平成 14-16 年））を基本として、近年の漁獲実績（平均漁獲実績）を勘案して配分するものとし、配慮すべき事項は留保から配分する。

大型魚について、令和 3 管理年度（第 7 管理期間）までの配分数量が、WCPFC の基準年（2002-04 年（平成 14-16 年））の平均漁獲実績よりも少ないかつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、令和 4 管理年度以降は WCPFC の基準年（2002-04 年（平成 14-16 年））の平均漁獲実績の数量以上の配分とするものとする。

(2) 各都道府県への配分の実績基準年

漁獲可能量から大臣管理漁獲可能量及び国の留保を除く数量を各都道府県に配分する際には、漁獲量規制が始まる以前の直近年の漁獲実績を基準としている。そのため、

5. 第 5 管理期間以降の配分の基本的考え方

第 5 管理期間以降の配分に当たっては、経営の依存度を反映するものとして、まず過去のクロマグロの漁獲実績を基本とするとともに、混獲回避のための負担の軽減及び資源評価に用いるデータ収集の必要性といった要素を加味して、以下のとおり配分を行う。

(1) 大臣管理量及び知事管理量への配分の実績基準年

WCPFC の基準年（2002-04 年（平成 14-16 年））で国内も配分すべきとの意見と流動的に変更すべきとの意見があることから、第 5 管理期間以降の基礎的な配分は、WCPFC の基準年（2002-04 年（平成 14-16 年））を基本として、近年の漁獲実績（平均漁獲実績）を勘案して配分するものとし、配慮すべき事項は留保から配分する。

(2) 知事管理量の各都道府県への配分の実績基準年

知事管理量を各都道府県に配分する際には、漁獲量規制が始まる以前の直近年の漁獲実績を基準としている。そのため、

① (略)

② 大型魚については、数量管理開始時以前の直近3か年である2015-17年(平成27-29年)の4月から翌年3月の漁獲実績を基準として配分する。

(3) 留保の取扱い

漁獲実績以外に配慮すべき事項については、留保から配分する。

なお、大型魚の留保については、我が国の漁獲枠の超過リスクを考慮し、漁獲枠の調整で発生した数量を留保したことに加え、大臣管理区分、都道府県とも実績に基づく配分量から約1割を留保していたところである。国の留保については、法に基づく数量管理開始以降、融通制度の普及や数量管理の理解促進等により小型魚、大型魚ともに大幅な漁獲可能量超過を起こしておらず、漁獲可能量超過リスクが低減していること、及び大型魚については遊漁による採捕量を一定程度考慮する必要がある状況に鑑み、当面の間は小型魚、大型魚ともに100トン程度を保持するものとする。

(4) 留保等の配分において配慮すべき事項

① (略)

ア 小型魚について

加入量の増大に伴い、全ての漁業種類において漁獲管理の困難性が一層増大すると懸念される。特に過去に漁獲枠を超過し、差引きの結果として漁獲枠がゼロ又は少ない都道府県において漁業者が感じる困難性はより高いものと認識している。

① (略)

② 大型魚については、第4管理期間は管理期間(7月から翌年3月)の直近3年間の実績を基準としたことから、第5管理期間以降においても同様に、管理期間(4月から翌年3月)の直近3か年である2015-17年(平成27-29年)の4月から翌年3月の漁獲実績を基準として配分する。

(3) 留保の取扱い

漁獲実績以外に配慮すべき事項については、留保から配分する。また、留保する数量の考え方は、第4管理期間と同様の考え方に基づくものとする。

なお、大型魚の留保については、我が国の漁獲枠の超過リスクを考慮し、漁獲枠の調整で発生した数量を留保したことに加え、大臣管理量、知事管理量とも実績に基づく配分量から約1割を留保しているところである。この約1割の留保については、沿岸・沖合漁業者双方から不要又は最小限とすべきとの意見が出ているが、大型魚管理については開始後まもなく、不慣れな中で管理に取り組んでいる状況に鑑み、当面の間は大臣管理量、知事管理量とも実績に基づく配分量から約1割を留保することを継続する。

(4) 留保の配分において配慮すべき事項

① (略)

ア 小型魚について

加入量の増大に伴い、全ての漁業種類において漁獲管理の困難性が一層増大すると懸念される。特に過去に漁獲枠を超過し、差引きの結果として漁獲枠がゼロ又は少ない都道府県において漁業者が感じる困難性はより高いものと認識している。

一方で、まき網漁業においては、小型魚の漁獲枠はWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））の平均漁獲量の1/3（1,500t）であり、削減分の一部は既に沿岸漁業等に配分されているところである。また、沿岸漁業等が超過した場合などのリスクに備えた留保についても、まき網漁業の配分量から掘出（250トン）されたものとなっており、すでに沿岸漁業等へは配分における配慮が行われている。

継続的に資源の回復を図るため、全体として小型魚から大型魚に漁獲可能量を振替えることとし、小型魚から大型魚に漁獲枠を振替える場合に適用される係数1.47倍のメリットを享受するため、我が国全体の振替量400トン以上を目指すものとする。

また、この国の留保として保持する数量の削減等の結果生じる小型魚の数量については、沿岸漁業等に対する配慮を行う。

イ 大型魚について

沿岸漁業では、大型魚の漁獲状況を考慮し、留保から沿岸漁業に対して当初に上乗せ配分を行う。この際、沿岸への来遊状況が年により変動が大きいことや、くろまぐろの漁獲への経営の依存の度合いは直近の漁獲実績に反映されているとの観点から、都道府県の直近の最大漁獲実績等を勘案して、留保している数量から当初に上乗せ配分を行う。

なお、近い将来には資源増加に伴い大型魚のうち30キロに近い比較的小型の個体が増えてくることが指摘されており、その大型魚が様々な漁法で混獲されるため、配分量が少なくなり漁獲管理が難しい都道府県に対し、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。

また、同様の理由で大型魚の混獲が想定される漁業種類（かじき等流し網漁業）に対しても、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。

さらに、小型魚から大型魚に漁獲可能量を振替えた管理区分については、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。

一方で、まき網漁業においては、小型魚の漁獲枠はWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））の平均漁獲量の1/3（1,500t）であり、削減分の一部は既に沿岸漁業等に配分されているところである。また、沿岸漁業等が超過した場合などのリスクに備えた留保についても、まき網漁業の配分量から捻出（250トン）したものとなっており、すでに沿岸漁業等へは配分における配慮が行われている。

なお、過去の沿岸漁業等の漁獲枠の超過数量と比較しても国の留保の数量が多くないことから、超過リスクを考慮すれば、留保が増えなければさらに配分することは困難である。

イ 大型魚について

沿岸漁業では、大型魚の管理は第4管理期間から開始されたところであり、大型魚の漁獲枠の管理に不慣れな中で管理に取り組んでいる状況を考慮し、管理体制が整うまでの当分の間は、留保から沿岸漁業に対して当初に上乗せ配分を行う。この際、沿岸への来遊状況が年により変動が大きいことや、くろまぐろの漁獲への経営の依存の度合いは直近の漁獲実績に反映されているとの観点から、都道府県の直近3か年の最大漁獲実績等を勘案して、留保している数量から当初に上乗せ配分を行う。

なお、近い将来には資源増加に伴い大型魚のうち30キロに近い比較的小型の個体が増えてくることが指摘されており、その大型魚が様々な漁法で混獲されるため、配分量が少なくなり漁獲管理が難しい都道府県に対し、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。

また、同様の理由で大型魚の混獲が想定される漁業種類（かじき等流し網漁業）に対しても、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。

② 資源評価に用いるデータの収集への配慮

漁獲データが資源評価の指標に用いられている以下の漁業については、ある程度の自由な操業の確保が回復傾向にある資源の精度の高い評価に不可欠であり、将来の漁獲枠の増大に直結する。

ア 一部地域のひき縄漁業（加入量の指標算出に使用）

イ かつお・まぐろ漁業（親魚資源量の指標算出に使用）

このため、(1) では手当てされないアに対して、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乗せ配分する。

なお、精度の高いデータ収集が可能となるよう、都道府県等において期間別管理の実施や配分を留保するなど、管理方法を工夫することとし、それでもなお資源の増大等により配分した数量では不十分な場合は、必要な数量を留保から上記ア又はイの漁業に対して追加配分することができることとする。

(削る)

7. 管理において実施すべき事項

(1) 漁獲枠の融通の促進

漁獲可能量を有効活用するため、積極的に配分の融通を行うこととし、国はその仲介に努める。

②資源評価に用いるデータの収集への配慮

漁獲データが資源評価の指標に用いられている特定の漁業については、ある程度の自由な操業の確保が回復傾向にある資源の精度の高い評価に不可欠であり、将来の漁獲枠の増大に直結する。

このため、

ア 一部地域のひき縄漁業（加入量の指標算出に使用）

イ はえ縄漁業（近海かつお・まぐろ漁業）（親魚資源量の指標算出に使用）

に対して、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乗せ配分する。

なお、精度の高いデータ収集が可能となるよう、管理する団体や都道府県において期間別管理の実施や配分を留保するなど、管理方法を工夫することとし、それでもなお資源の増大等によりデータの収集には配分した数量では不十分な場合は、必要な数量を留保から追加配分することができることとする。

(5) 第4管理期間の留保の追加配分の特殊事情

第4管理期間は、沿岸漁業に対して留保から各都道府県の過去3年間の最大実績まで配分した上で、混獲対策として微小割当て都道府県に対して一律5トン配分した。ただし、これは第4管理期間の過去3年実績等の数量が少なかったことから留保からの配分が可能であったためであり、第5管理期間以降の12か月間で管理する期間においては、その点を考慮して配分する必要がある。

6. 管理において実施すべき事項

(1) 漁獲枠の融通の促進

沿岸漁業は漁獲枠の管理に不慣れな中で管理に取り組んでいる状況であることから、各都道府県の漁獲枠の遵守を原則とした上で、来遊状況等に応じて都道府県や漁業種類の間で漁獲枠を融通するルールを

作るべきである。具体的なルール・手続きについては、国、都道府県、業界団体等が主導して検討を進めるべきである。

(2)・(3) (略)

(4) 未利用分の繰越しの取扱い

大臣管理漁業及び都道府県別配分量（以下「各配分量」という。）の未利用分の繰越率は10%を上限とすべきである。なお、WCPFCの漁獲管理規則で定められた繰越率（以下「我が国の繰越率」）が10%未満の場合には、各配分量の繰越率は我が国の繰越率と同率とすべきである。

また、我が国全体で繰り越す数量と各配分量の繰越量の合計との差分は国が留保として管理し、この繰越分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項（混獲回避等）への配慮及び資源評価に用いるデータの収集への配慮を行うこととし、小型魚は沿岸漁業を、大型魚は沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業を優先して配分する必要がある。

8. その他

(略)

(2)・(3) (略)

(4) 未利用分の繰越しの取扱い

大臣管理漁業及び都道府県別配分量（以下「各配分量」という。）の未利用分の繰越率は10%を上限とするべきである。なお、WCPFCの漁獲管理規則で定められた繰越率（以下「我が国の繰越率」）が10%未満の場合には、各配分量の繰越率は我が国の繰越率と同率とするべきである。

また、我が国全体で繰り越す数量と各配分量の繰越量の合計との差分は国が留保として管理し、この繰越分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項（混獲回避等）への配慮及び資源評価に用いるデータの収集への配慮を行うこととし、小型魚は沿岸漁業を、大型魚は沿岸漁業と近海かつお・まぐろ漁業を優先して配分する必要がある。

7. その他

(略)